

第3次静岡市

男女共同参画

行動計画

<計画期間 2015～2022年度>

2019年改訂概要版



静岡市

計画の目的と基本理念

静岡市では、「一人ひとりが個性と能力を發揮し、責任を分かち合う男女共同参画社会」づくりを目指して、平成15年4月に「静岡市男女共同参画推進条例」を制定しました。この条例では、本市における男女共同参画社会の実現に向けた基本理念を定めています。第3次静岡市男女共同参画行動計画（以下、第3次行動計画）においても、この条例の基本理念を計画の「基本理念」としています。

条例



< 基本理念 >

- 1 男女の人権の尊重
- 2 社会における制度又は慣行についての配慮
- 3 政策等の立案及び決定における共同参画の機会の確保
- 4 家庭生活と職業生活その他の社会における活動の両立
- 5 世界的視野の下での男女共同参画
- 6 男女の互いの性の尊重と生涯にわたる健康への配慮

計画において目指すまちの姿

「ベストバランスで、男女がともにいきいきと輝くまち しずおか」

「男女共同参画社会」とは、性別に関わりなく、誰もが自由に、自分の希望する生き方を選べる社会です。互いに尊重し合う、生きやすい社会とも言えます。すべての人がお互いの**多様性**を認め合い、一人ひとりが自らの能力を發揮し、共に責任を担う社会のことを言います。

「男女共同参画社会」が実現すると...

< 職場では >

- 女性をはじめ、多様な人材が活躍することにより、**経済の活性化につながります。**
- 働き方が多様化し、性別に関わらず働きやすい職場づくりが進み、**個人が能力を最大限に發揮できるようになります。**



< 家庭では >

- 家族の個人同士が、お互いに尊重し合い、協力し合うことによって、**家庭生活が豊かになります。**
- **男性の家事、育事等への参画が進み、性別に関わらず、仕事と家庭のバランスが整います。**



生活が充実し、
多様な生き方の選択
が可能になります

< 地域では >

- 性別に関わらず地域活動やボランティア等に参画することにより、**地域コミュニティの活性化につながります。**
- 地域住民がお互いに尊重し合い、誰もが安心・安全な暮らしを送ることができるようになります。



SDGsの推進

静岡市は、「第3次静岡市総合計画」が定める目標『世界に輝く静岡』の実現を目指し、様々な施策を進めています。それらの取組を後押し、加速させるため、世界共通の目標であるSDGs(持続可能な開発目標)を推進しています。第3次行動計画では、男女共同参画社会の実現を目指し、SDGsのゴール5「ジェンダー平等を実現しよう」に向け、取り組んでいます。

*SDGsとは、2015年に国際連合が全会一致で採択した、国や地域が持続的に発展していくために決めた世界共通の17の目標のことです。



第3次行動計画の「中間見直し」について

第3次行動計画の期間は、2015年度から2022年度までの8年間です。

2018年度は中間年にあたることから、推進状況や社会情勢の変化等を踏まえ、計画の見直しを行いました。

見直しの概要

引き続き、4つの重点目標を中心に、男女共同参画社会の実現に向け、一層の男女格差の解消に取り組んでいきます。

◆「4つの重点目標」(計画の体系図は4ページをご参照ください)

基本目標3 男性にとっての男女共同参画の推進

基本目標4 政策・方針決定の場への女性の参画拡大と女性の活躍の推進

基本目標6 労働場における男女共同参画の確立とワーク・ライフ・バランスの推進

基本目標9 男女間のあらゆる暴力の根絶

◆ 中間見直しにおける新規・拡充の取組

< 防災 >

- 地域団体の方針決定の場、自主防災組織やボランティア活動に女性の参画を促進するとともに、地域やNPO法人等との連携を強化します。
- 被災女性のニーズを把握し、女性支援の拠点として女性会館の活動を強化し、災害対応を行う組織・団体と連携を強化します。

< 若年層への暴力 >

- 近年のSNS等コミュニケーションツールの拡がりに伴い、JKビジネス等若年層を対象にした新たな形の暴力への対策を行います。
- セクシュアル・ハラスメント問題等、女性をはじめとした性に基づくあらゆる暴力の根絶に向け取組を強化します。

< 性的少数者 >

- 学校、社会、生活等様々な場面において、性の多様性に対する理解を促進します。
- 孤立や悩みを抱える当事者や家族・関係者が相談できる体制や、気軽に集い気持ちを共有できる機会を提供します。

第3次行動計画、中間見直しにおける「成果指標」について

基本目標	項目	策定時 (H26)	H27	H28	H29	H30	中間目標値 (H30)	目標値 (H34)	実績評価
基本目標1 男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し	指標1 「社会通念・慣習・しきたり」における男女の平等感（男性の方が優遇と感じる人の割合）	67.7%	-	-	-	74.4%	65%以下	60%以下	B
	基本目標2 人権を尊重する教育の充実と国際理解の推進	指標2 中学校における男女共同参画啓発活動の実施割合	32.0% (H25)	35.4% (H26)	39.0% (H27)	40.0% (H28)	44.5%	46%	60%
基本目標3 男性にとつての男女共同参画の推進	重点 指標3 男性の「育児休業」「介護休業」取得について賛成する男性の割合	58.9%	-	-	-	62.9%	68%	80%	A
	指標4 週間就業時間が60時間以上の男性の割合 (24年就業構造基本調査)	15.9%	-	-	-	14.8% (29年就業構造基本調査)	12%以下	8%以下	B
基本目標4 政策・方針決定場における女性の参画拡大と女性の活躍の推進	重点 指標5 市の審議会等における女性委員の割合	33.0%	31.5%	32.7%	32.4%	31.4%	36%	40%	B
	指標6 管理的職業従事者に占める女性の割合 (22年国勢調査)	12.9%	-	-	-	16.0% (27年国勢調査)	21%	30%	B
基本目標5 地域における男女共同参画の推進	指標7 自治会・町内会における女性役員の割合	-	10.6%	-	12.1%	12.4%	15%	20%	B
基本目標6 労働場における男女共同参画の確立とワーク・ライフ・バランスの推進	重点 指標8 「ワーク・ライフ・バランス」という用語の認知度	44.5% (H25)	-	-	-	69.2%	62%	80%	S
	指標9 「職場」における男女の平等感（男性の方が優遇と感じる人の割合）	55.1%	-	-	-	49.3%	44%	30%以下	B
基本目標7 男女がともに子育てや介護に携わることができる環境の整備	指標10 保育所持機児童数（年度当初）	156人	141人	46人	40人	0人	0人	0人	A
基本目標8 生活上様々な困難を抱える人が安心して暮らせる環境の整備	指標11 ひとり親家庭の親の非正規就業率 母子家庭 58.8% 父子家庭 23.8% (H25)	-	-	-	-	母子家庭52.2% 父子家庭22.7%	減少	減少	
	基本目標9 男女間のあらゆる暴力の根絶	重点 指標12 DV相談窓口の周知度	52.3% (H24)	32.7% (H27)	-	-	57.4%	76%	100%
基本目標10 生涯を通じた男女の健康支援	指標13 夫婦間における「足でけったり、平手で打たれる」「なぐるふりをしておどす」を暴力として認識する市民の割合 足でける 78.2% 平手で打つ 74.0% なぐるふりをして、おどす 59.0%	-	-	-	-	78.4% 79.4% 57.4%	89% 87% 79%	100%	B
	指標14 子宮頸がん検診の受診率（69歳以下）	44.7% (H25)	46.3% (H26)	45.9% (H27)	47.6% (H28)	44.5% (H29)	45%	50%	A

◇ 実績評価について ◇

評価は、H30速報値における中間目標値への達成状況を静岡市の行政評価の評価手法をもとに算出。(S～Cまでの4段階の評価)

評価区分(目安)

S (105%以上)：期待を上回る / A (90%以上105%未満)：期待どおり
B (70%以上90%未満)：期待を下回る / C (70%未満)：期待を顕著に下回る / -：実施せず

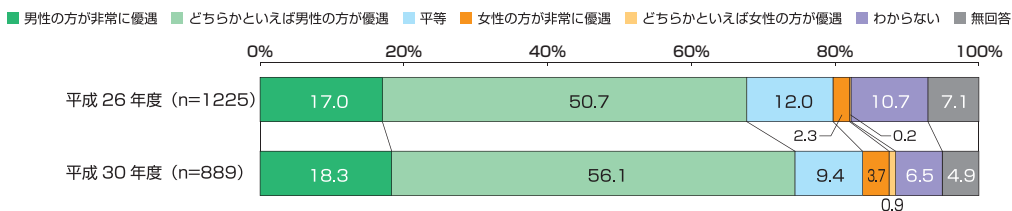
平成30年(2018年)度実施した「男女共同参画社会における市民意識調査」「女性の労働実態調査」の結果について

基本指標1 男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し

成果指標1：「社会通念・慣習・しきたりなど」における男女の平等感（男性の方が優遇されていると感じる人の割合）

結果：前回調査よりさらに「男性優遇」と感じている人の割合が増え、男性社会であるという意識が根強く残っていることがわかります。

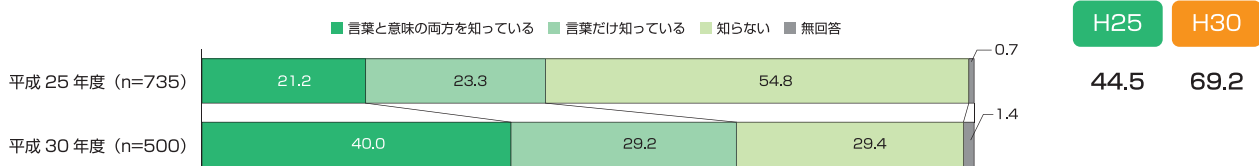
【社会通念・慣習・しきたりなどで】



基本指標6 労働場における男女共同参画の確立とワーク・ライフ・バランスの推進

成果指標8：「ワーク・ライフ・バランス」という用語の認知度

結果：認知度はあがっているものの、「言葉と意味の両方を知っている」のは半数以下であり、企業における労働環境の改善とともに、従業員の知識・意識の向上も課題と言えます。



新体系図 (朱字部分は見直し後、追記や修正をしたところ)

基本目標

施策の方向性

認めあふまち

1 男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し	(1) 男女共同参画推進に関する現状分析と情報の収集・提供
	(2) 固定観念にとられない男女の対等な関係を築くための広報・啓発活動の充実
2 人権を尊重する教育の充実と国際理解の推進	(1) 男女の人権の尊重に関する啓発及び教育の充実
	(2) 学校、家庭、職場、社会などあらゆる場における男女平等教育の推進
	(3) 男女共同参画の視点に立った国際交流と国際理解の推進
	(4) 情報発信・受信における人権尊重と男女平等の推進
	(5) 多様な性のあり方に関する啓発及び教育の充実 性的少数者
3 【重点目標】 男性にとっての男女共同参画の推進	(1) 男性の家事・育児・介護への参画促進
	(2) 男性の地域活動への参画促進
	(3) 男女共同参画の視点を持った男性の働き方・生き方への支援

活力あるまち

4 【重点目標】 政策・方針決定の場への女性の参画拡大と女性の活躍の推進	(1) 市審議会等への女性の参画促進
	(2) 市の女性職員の積極的登用
	(3) 事業所における方針決定への女性の参画促進
	(4) 女性の人材育成施策の充実
	(5) 女性のキャリア形成と能力発揮への支援
	(6) 女性の起業や再就職への支援
5 地域における男女共同参画の推進	(1) 地域の各種団体における女性の 方針決定 への参画促進 防災
	(2) 男女共同参画を実現するための地域活動支援と市民活動の促進 と連携 防災
	(3) 男女共同参画の視点を持った防災対策の推進
	(4) 男女共同参画の推進拠点としての静岡市女性会館の機能充実
6 【重点目標】 労働の場における男女共同参画の確立とワーク・ライフ・バランスの推進	(1) 雇用における男女平等な機会と公平な待遇の確保の推進
	(2) 事業所における「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）」の推進
	(3) 農林漁業・商工業・サービス業などの自営業で働く女性の労働環境整備と地位の向上の推進

安心して暮らせるまち

7 男女がともに子育てや介護に携わることができる環境の整備	(1) 家事・育児・介護への男性の参画促進
	(2) 多様なニーズに対応した子育て支援策の充実
	(3) 多様なニーズに対応した介護支援策の充実
8 生活上様々な困難を抱える人が安心して暮らせる環境の整備	(1) 高齢者や障がいのある人が自立して生活ができるための支援
	(2) ひとり親家庭（母子家庭・父子家庭）への支援
	(3) 貧困など様々な困難を抱える人への支援
	(4) 外国人住民が安心して暮らせるための環境の整備
	(5) 性的指向・性自認・性別表現等ゆえに困難を抱える人への支援 性的少数者
9 【重点目標】 男女間のあらゆる暴力の根絶	(1) DVを生み出さない社会づくりの推進
	(2) 身近で相談できる体制の整備
	(3) 被害者の安全確保の徹底
	(4) 被害者の自立支援の充実
	(5) DV防止推進体制の構築
	(6) 性に基づくあらゆる暴力 の防止対策の推進 暴力
10 生涯を通じた男女の健康支援	(1) 性差やライフステージに応じた健康支援
	(2) 性や妊娠・出産等に関する理解の促進
	(3) 誰もが相談できる体制の充実

具体的な取組

男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し

情報誌等による男女共同参画の啓発 など

人権を尊重する教育の充実と国際理解の推進

人権の尊重に関する啓発活動の実施、
国際理解・異文化理解を深める講座の開催 など

★重点

男性にとっての男女共同参画の推進

男性の家事等への参画をテーマとしたパネル展の開催、
働き方の見直し・休暇取得促進 など

◆「認めあうまち」における取組



男性の料理参画促進事業



男女共同参画情報誌「パ・ザ・パ」

★重点

政策・方針決定の場への女性の参画拡大と女性の活躍の推進

市審議会等への女性の参画促進、
女性の活躍を推進する事業所の表彰及び周知 など

地域における男女共同参画の推進

地域団体役員への男女共同参画の理解促進、
男女共同参画の視点を持った避難所運営に関する
出前講座の実施 など

★重点

労働の場における男女共同参画の確立と ワーク・ライフ・バランスの推進

ワーク・ライフ・バランスに関する啓発 など

◆「活力あるまち」における取組



平成30年度「多様な人材の活躍応援事業所表彰」



女性活躍推進に向けた「異業種交流会」

男女がともに子育てや介護に携わることができる環境の整備

多様な保育サービスの提供、
高齢者を対象とした各種福祉サービスの実施 など

生活上様々な困難を抱える人が安心して暮らせる環境の整備

母子家庭等日常生活支援事業、
外国人住民の生活支援事業の実施 など

★重点

男女間のあらゆる暴力の根絶

DV防止に関する講演会等の開催、
配偶者暴力相談支援センター機能の整備 など

生涯を通じた男女の健康支援

各種検診の実施、
学校出前講座による性教育の実施 など

◆「安心できるまち」における取組



「女性に対する暴力をなくす運動」のパープルリボン



学校出前講座

新規・拡充事業の具体的な取組

基本目標5 防災への取組(拡充)

女性の自主防災組織等への参画推進、地域等との連携強化

- 地域の女性に向けた防災出前講座の実施
「防災」をテーマとした講座を実施し、地域の自主防災組織への積極的な参画を促す

女性会館の活動強化

- 女性会館における他都市の男女共同参画関連施設等との連携による情報収集
被災時の女性電話相談の開設、災害時の対応マニュアル整備
※平成30年度の地域防災計画の改訂において、女性会館の役割を新たに記載



避難所運営ゲーム「HUG(ハグ)」の体験会



「女性のための防災講座」 ※女性会館主催

基本目標9 若年層への暴力防止の取組(拡充)

- デート DV をテーマとした啓発冊子「人と人とのよりよい関係をつくるために」と「電話相談窓口紹介チラシ」を市内中学生に配布（市立以外は希望校のみ）
- 中学校等への出前講座の実施
- 商業施設との連携 ⇒若年層への暴力防止啓発チラシを配布
- 「女性に対する暴力をなくす運動」においても、DV の防止啓発と併せ、若年層に向けた暴力防止を呼びかける



駿府城公園
パープルライトアップ

パープルは「女性に対する暴力根絶」のシンボルカラーです。毎年11月12～25日までの2週間を「女性に対する暴力をなくす運動」期間としています。



内閣府発行
「人と人とのよりよい関係をつくるために」

基本目標2、8 性的少数者への取組(新規)

啓発・理解促進

- 担当職員向け研修
- 全職員向けe-ラーニング研修
- 職員向け窓口対応マニュアルの作成
- 啓発チラシ「LGBT ってなあに？」の配布
⇒市内中学生に配布（市立以外は希望校のみ）
- 市民向け啓発パンフレットの制作
(LGBTの基礎知識、具体的事例や当事者インタビュー等)
- 市民向け「性の多様性」啓発講演会の開催



「性の多様性」啓発講演会の開催



レインボーフラッグ

6色の虹は、レズビアン、ゲイ、バイセクシュアル、トランスジェンダー(LGBT)など性的少数者の尊厳を表しています。

当事者の困難解消

- 居場所づくり(当事者や家族等の抱える孤立や困難な状況を解消するための交流会)
- アイセルにじいる相談の開設(当事者や家族等の悩みを聴く専用電話相談)※女性会館



◆ 女性会館設置目的

女性会館は、女性をとりまく諸問題を解決し、誰もが従来の性別役割分担意識にとらわれず、協力し合いながら社会の発展を目指す「男女共同参画社会」の実現のための学習や活動の拠点となる施設であり、各種講座・相談等のさまざまな事業を展開しています。

◆ 女性会館の主な事業

- ・講座企画運営事業
- ・相談事業
- ・情報収集/発信事業
- ・団体活動/交流支援事業
- ・図書コーナーの運営
- ・その他男女共同参画推進に関する事業
- ・貸室等施設の管理運営
- ほか

◆ 交通アクセス



バス

JR静岡駅北口10番のりば、県立病院高松線（県立総合病院）「アイセル21」下車
駿府浪漫バス「アイセル21」下車

徒歩

JR静岡駅北口より30分
静鉄新静岡駅より20分
静鉄日吉町駅より15分

所在地

〒420-0865 静岡市葵区東草深町3番18号

TEL

054-248-7330

FAX

054-246-7833

相談事業（詳しくは直接、お問合せください） ※祝休日を除く

◆ 女性のための総合相談 ☎054-248-1234

電話相談

火水金 午前10時～午後1時／午後2時～午後6時
木 午後2時～午後8時
土 午前10時～午後1時

法律相談

第1土曜日・第3木曜 午後2時～午後5時
※事前予約が必要です

◆ アイセルにじいろ相談 ☎054-248-2216

セクシュアリティや性別違和に関する相談、当事者をはじめ家族や教師、知人からの相談も可能です
毎月第2土曜日 午後2時～午後5時

◆ 男性電話相談メンズほっとライン静岡 ☎054-274-0105

毎月第2・第4火曜日（祝日を除く） 午後7時～午後9時

第3次静岡市男女共同参画行動計画（改訂概要版） 2019年3月初版発行 2020年3月第2版発行

静岡市 市民局 男女共同参画課 男女共同参画係（R2.4～）
〒420-8602 静岡市葵区追手町5番1号
TEL 054-221-1349 FAX 054-221-1782